

みんなで取り組む

ネットモラル

広教ニュースレター

Vol.17

広教
HIROKYO 広島県教育委員会

2014.6

<http://www.hirokyou.co.jp/>



東北大学大学院
情報科学研究科
堀田 龍也 教授

インターネットを子どもたちに安全に利用させるにはどうしたらよいか、情報モラル教育はどう進めるのか、家庭や学校はどう対応すべきかなどについて、国、学校、地域などいろいろなところで話し合いが持たれています。先導的に情報モラル教育を研究されてきた東北大学大学院 情報科学研究科 堀田龍也教授にお伺いしました。

始めようネットモラル教育

デジタル機器に囲まれて育った子どもたちは、操作方法を大人に教わらなくても、デジタル機器を直観的に使いこなしています。そんな子どもたちを見て「子どもに教えることは何もない」「子どもの方が私たち大人よりよっぽど詳しい」などと思ってしまう大人が多いのが現状です。しかしそれは、デジタル機器の操作スキルだけを見ているということです。

ネット社会は、特別な社会ではなく、現実の社会の延長上にあります。きまりは守らねばなりませんし、社会を混乱させたり他の人を困らせたりするような行為は許されません。さらにネット社会は、家庭や学校のように守られた空間でないだけに、自分で自分を守る力も必要となります。子どもが悪意を持った人と出合ってしまう危険性は十分にあります。そのとき子どもたちは、望ましい判断ができるでしょうか。

このようなネットの脅威から子どもたちを守るためには、操作スキルよりもむしろ、ネット社会の危険性に関する知識やルール、マナーを教えるべきだと思います。ネット社会は現実社会と同じであり、自分の行動に責任が伴うことを理解させることが大切です。子どもたちを守るためには、

安全に利用させるために

ネット社会の難しさを意識しつつ、できることから取り組んでいく必要があります。

子どもたちがインターネットを安全に利用できるよう、保護者の方には次の三つのことに取り組んでいただきたいと思っています。一つ目は、子どもたちの想像力を育てることです。想像力が育つと、自分のことだけでなく相手のことや家族、周囲への影響も考えることができるようになります。感情や勢いに任せた行動ではなく、自分なりに考えたうえでの判断ができるようになるのです。しかし、子どもたちの想像力を育てることは容易ではなく、時間がかかります。本を読ませたり、大人と一緒にさまざまな経験をさせ、考えさせる場面を多くしたりして、想像する範囲を成長とともに広げていく必要があります。さらに、私たち大人の行動そのものが、後に子どもたちが想像したり判断したりするときの指針になるということをお忘れなくようにしましょう。二つ目は安全対策です。既に子どもが新しいデジタル機器を使い始めている場合、緊急に対策を施す必要があります。手っ取り早く子どもを危険から遠ざけ、安全に利用させるには、フィルタリングや機器の機能を制限したりすることが有効です。周囲の詳しい人に尋ねたりして、対策を施していただきたいと思います。今後、保護者の方々に支援する取り組みとして、各地域で「子どもにデジタル機器を安全に使用するためのコミュニケーション」が生まれることが期待されます。

三つめは、家庭のルールを子どもと一緒に作ることです。既にデジタル機器を持た

せてしまっている場合、今更ルールを作っても、「子どもが守ってくれるだろうか」と思われるかもしれません。しかし、それでも保護者の願いを明文化することに意味があるのです。子ども自身のことを心配しているというメッセージでもあるし、ルール自体が子どもたちに必要な制限であるということを伝えることができるからです。見守られていると意識すれば、ある程度のブレーキにはなります。たとえ守れなかったとしても、ルールを守って安全に使ってもらいたいという保護者の願いを子どもたちには知って欲しいと思います。

みんなで取り組むネットモラル

子どもたちの情報モラル教育は、喫緊の課題です。学校では計画的に機会を見つけて取り組んでいます。しかし、子どもたちがデジタル機器を利用している時間は主に学校外の時間です。きめ細やかな指導を行うのは家庭において他にはありません。使う時間や目的を話し合ったり、情報モラルに関係した事件や事故を話題に取り上げて、家庭で話し合ったりするなど、できることから始めてほしいのです。

身近なところでは、歩きスマホや自転車スマホなどの「ながらスマホ」(他の行為をしながらスマホを操作する)の危険性についてもしっかりと指導していただきたいと思っています。また、ネットやスマホへの依存も心配されます。

学校とともに、家庭での情報モラル教育の充実が大切な課題となっている時代です。(取材 桐野 志摩美)



知っておきたい!身近なきまり

保護者のみなさまへ

知っておきたい!情報発信の責任

個人が利用するケータイ、スマホなどのデジタル機器の普及により、だれでも気軽に情報発信ができるようになりました。

しかし、多くの人が見ているインターネットに殺害予告や放火などの犯行予告を書き込むことは重大犯罪となり、偽計（ぎけい）業務妨害や威力業務妨害などの罪に問われます。冗談のつもりだったとしても絶対に許されないことです。

また、いたずら自慢や飲酒、喫煙、暴力などの不適切な行為をインターネット上に書き込んでしまうと、多くの人から非難を浴びることになります。匿名で書き込んだとしても、個人が特定されてしまい、自分だけでなく周囲の人にまで迷惑を掛けてしまうのです。感情や勢いに任せた書き込みをしないようしっかり指導しましょう。

! 偽計（ぎけい）業務妨害、威力業務妨害
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



公職選挙法と未成年者の投稿

平成24年4月、公職選挙法の一部が改正され、インターネットを使った選挙運動が解禁になりました。候補者や有権者は、選挙期間中、定められたきまりに則って、インターネットを使った選挙運動ができるようになったのです。

しかし、未成年者の選挙運動はもともと禁止されているため、他人が選挙運動をしている様子を動画投稿サイトにアップロードしたり、ブログや掲示板などに選挙運動メッセージなどを書き込むことはできません。

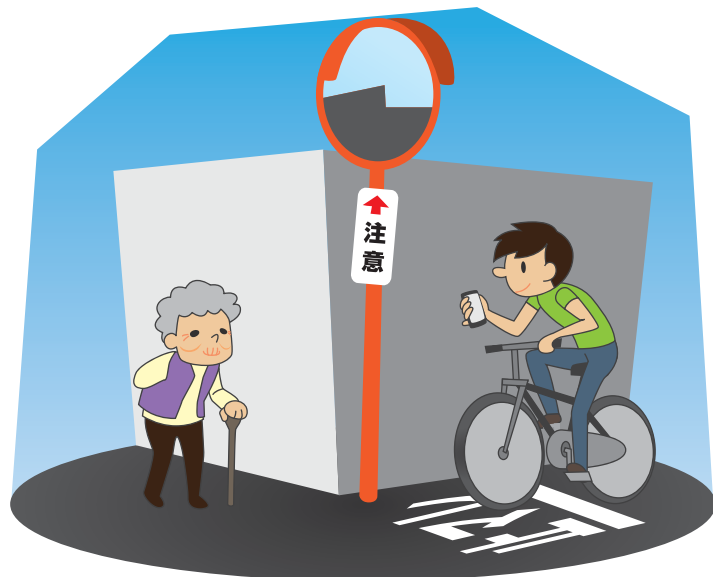


自転車のルールとマナー

ケータイ、スマートフォンを操作しながらの片手運転は、不安定な運転になるため、各都道府県の「道路交通法施行規則」で基本的に禁止されています。

また、自転車スマホと同様に、歩きながらスマホを操作することも大変危険です。スマートフォンは、画面の操作に気を取られやすく、周りへの注意力が散漫になりがちです。自分がケガをするだけでなく、周りの人を巻き込んで大事故になる危険性があります。

一人ひとりがルールを守ることによって、安全に安心して生活を送ることができます。社会の一員としての自覚を持たせ、周囲への配慮やマナーの大切さをしっかりと指導しましょう。



広教ニュースレター は、情報モラルや情報教育に関するニュースや授業実践、また最前線でご活躍されている先生方の寄稿や対談などを掲載するニュースレターです。

広島県教科用図書販売株式会社
〒733-0032 広島県広島市西区東観音町15番12号
TEL 082-291-1088 FAX 082-291-1082
URL <http://www.hirokyou.co.jp> E-mail info-hiroshima@hirokyou.co.jp

広教
HIROKYO 広島県教科用図書販売株式会社